

総務建設常任委員会

平成30年9月14日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成30年9月14日（金） 午前9時40分 開会
午前11時55分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	下村正樹
副委員長	岡本吉司
委員	吉村始
〃	松林謙司
〃	川村優子
〃	増田順弘
〃	吉村優子
〃	西川弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	梨本洪珪
〃	谷原一安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
企画部長	飯島要介
企画政策課長補佐	吉田和裕
人事課長	前村芳安
〃 補佐	中井智恵
総務部長	吉村雅央
総務財政課長補佐	中文子
〃	堀川雅樹
〃	西川修
管財課長	早田幸介
〃 補佐	木下雅敏
税務課長	米田匡勝
〃 補佐	椿本真司
収納促進課長	和田善弘

産業観光部長	池原博文
農林課長	芝浩文
商工観光課長	吉田賢二
都市整備部長	増井良之
建設課長	松本秀樹
〃 補佐	西川直孝
都市計画課長	安川博敏

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉村浩尚
〃	高松和弘
〃	山岡晋

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第47号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて

議第48号 葛城市税条例の一部を改正することについて

議第51号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- （1）尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- （2）国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- （3）行財政改革に関する事項について
- （4）公共バスの運行について

開 会 午前9時40分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

9月議会ということで、連日、委員会がございます。きょうも、本当に重要案件でございますので、総務建設常任委員会、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員外議員として梨本議員、谷原議員、よろしくお願い申し上げます。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第47号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

飯島企画部長。

飯島企画部長 おはようございます。企画部長の飯島でございます。

それでは、私よりは、議第47号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をさせていただきます。

こちらは、いわゆるマイナンバー条例でございます。まず、改正理由でございます。生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が、本年6月8日に公布、施行されましたが、その中で、生活保護法の一部が改正されておきまして、新たに進学準備給付金が支給されることになったことに伴いまして、本件条例におきましても同様に、進学準備給付金の支給に関する文言を加える改正を行うものでございます。

加えまして、現行の児童福祉法の文言にあわせまして、本件条例におきましても文言を整理させていただくべく、該当箇所を改めるものでございます。

施行日は公布の日でございます。

新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表をごらんください。

左側が旧、右側が改正分でございます。まず、別表第1の改正点でございます。新旧対照表の2ページをごらんください。こちら、表になっておりますが、事務の列の6行目でございますが、こちらの小児慢性特定疾患児を児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する都道府県知事が指定する医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」）という文言に改めるものでございます。

続きまして、別表第2の改正点でございます。新旧対照表の3ページをごらんください。1点目は事務の列のうち、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則に定めるものに含まれております、特定個人情報の列の上から2番目でございますが、就労自立給付金の次に、若しくは進学準備給付金を加えるものでございます。こちらは、生活保護法が改正されたものに伴い改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表4ページをごらんください。2点目でございますが、事務の列、小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則に定めるもののうち、小児慢性特定疾患児を、先ほど、別表第1の改正と同様に、小児慢性特定疾病児童等に文言を改めるものでございます。こちらは、児童福祉法が改正されたことに伴う文言整理をするものでございます。

最後に、新旧対照表5ページをごらんください。附則でございます。先ほど申し上げましたが、この条例は公布から施行いたします。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 この改正になった条例の中で、文言が変わったということで、この条例自体は、マイナンバーの情報を下の表に掲げられる一覧、こういう機関が、その横にあります、こういう事務手続によって、こういう別表2の右にある一番右端の特定個人情報を使えると、こういう条例だということで、以前から、これあったもんだと思うんですけど、ただ、私が1つ気になることは、特にマイナンバー等、これは非常に大事な重要な個人情報でありまして、こういう形で事務処理が日常されるということで、情報の漏えいとか、そういう部分のところの危険性とかそういうことも考慮いただいておりますのかと。常日ごろ、そういう事務処理をしてると、つついおろそかになり、情報が漏えいすることがないのかという、こういうようなところをちょっと危惧するわけなんですけども、ここの対策をちょっとお聞かせ願えればいかと思います。

下村委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの松林委員のご質問でございますが、マイナンバー法でございますが、そもそも、こちら施行にあたっては、委員もご懸念のとおり、国民に対して番号を割り振るということで、非常に重要な情報ということで、国会議員の中でも、非常にその取り扱いについての審議がなされてきたところでございまして、こちらの法律におきましても、個人情報保護に関する規程がございまして、そういう漏えいがないような対策をちゃんと講じるように規定されているものでございまして、これ、もちろん法律でございますので、本市におきましても、それを遵守する必要がございますし、それに必要な体制というのはとっているところでございます。

こちらの法律とか条例のたてつけなんですけど、やはりそういった情報ということで、あくまでマイナンバーを使う事務だけを限定列挙するような形にしておりますので、それ以外の利用にあたっては、それに必要な手続というのは求められているところでございますので、そういった実際に情報を使う段階においての手続においても、問題等が起こらないような整備になってございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 こういう個人情報の大変な部分につきましては、方々慎重に取り扱っていただけますように、今後もよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第48号、葛城市税条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明と求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第48号、葛城市税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げたいと思います。議案書で申しますと21ページから27ページにかけてでございます。説明は、後ほど新旧対照表でさせていただくつもりをしております。

今回の葛城市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されましたことに伴い、葛城市税条例について、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、たばこ税に係る改正でございまして、2条立てでの改正ということになってございます。

第1条では、葛城市税条例の一部を改正するということで、加熱式たばこというものが最近流行しておりますけども、そちらの課税方式の見直し、それから市町村たばこ税の税率の見直し等が主な改正内容となっております。

第2条におきましては、平成27年度税制改正において講じられた紙巻たばこ三級品の特例税率に廃止に伴う経過措置が規定をされておるわけでございますけども、今回のたばこ税率の引き上げに伴いまして、税率引き上げ期日を延期する等の改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成30年10月1日とさせていただいております。

それでは、お手元に配付、お配りをさせていただいております新旧対照表によりまして順次説明をさせていただきます。

まず、この新旧対照表でございますけれども、左側が改正前、すなわち旧でございます。そして右側が改正後の新となっております。赤字のアンダーラインの部分で改正部分といったまとめ方をさせていただいております。

それでは、この新旧対照表に基づきまして、まず1ページをごらんいただきたいと思ます。

もともと旧で第92条という条文がございました。こちらを1条繰り下げまして、新たに第92条といたしまして、製造たばこの区分というものを規定するものでございます。こちらは、たばこ税法及び地方税法の改正にあわせまして、製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設するものでございます。

次に、その下、従前の第92条が1条ずれたことに伴います条ずれで、第92条の2と改正をさせていただきますのでございます。

次に、2ページから3ページにかけてでございますけれども、第93条の2でございます。こちらは製造たばこことみなす場合についての規定をしておるものでございます。これは、昨年急速に普及してまいりました加熱式たばこを製造たばこことみなす規定が地方税法等に新設されたことに伴いまして、条例におきましても、同様のみなす規定を新設したものでございます。ちなみに、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品、またはこれらの混合物を充填したものを製造たばこことみなして、加熱式たばことして区分する規定でございます。

次、3ページをごらんください。第94条でございます。こちらは、たばこ税の課税標準についての規定でございます。これは、法律改正にあわせまして、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格をもって紙巻たばこに換算する方式とする旨の規定の整備を行ったものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思ます。第95条でございます。こちらが、今回のたばこ税の税率改正についての規定でございます。従前、千本当たり5,262円であったものを5,692円というふうに改正するものでございます。こちらも法律改正にあわせ、たばこ税の税率を平成30年10月1日に引き上げることになってございます。

それから次に、その下第96条でございます。こちらは、たばこ税の課税免除についての規定でございますけれども、こちら条ずれによるものでございます。

それから、6ページをごらんいただきたいと思ます。6ページの第98条でございます。こちらが、たばこ税の申告納付の手続についての規定でございます。第94条第1項におきまして定義規定を置いたことによります規定の整備をしたものでございます。

ここで第1条が終わりまして、次に第2条の改正内容についてでございます。新旧対照表で申し上げますと、12ページをごらんいただければと思ます。

平成27年度の税制改正において講じられた紙巻たばこ三級品の特例率の廃止に伴う経過措置につきまして、今回のたばこ税の税率引き上げに伴い、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するといった改正でございます。また、18ページをごらんいただきたいと思ます。こちら第13項というところでございますけれども、

平成31年4月1日の税率引き上げの際に実施することとしておりました、手持ち品課税に係る申告期限を平成31年10月1日に変更する改正を行うものでございます。

それから、21ページをごらんいただければと思います。こちらから附則になってございます。この条例は、平成30年10月1日から施行するものでございます。附則の第2条におきましては、市たばこ税に関する経過措置を、それから附則第3条におきましては、手持ち品課税に係る市たばこ税の規定をそれぞれ規定いたしておるところでございます。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 今、たばこ税の改正ということでございます。今説明のように、現行の紙巻たばこ、一級で5,262円、これが5,692円になると、こういうことと三級、これが、2,495円が4,000円に変わると、こういうことになってるわけやけども、税率は全然変わらないわけですよ。国税、県税、市税については、今までどおり、国が50、市が43、県が7と、これは変わらんと、こういうことですね。その中、ちょっとようわからんのやけども、紙巻たばこはわかっとなのやけど、葉巻とかパイプ、ちなみに加熱とこうなってるんだけど、このそれぞれの項目の1本当たりというのか、それは規定はないということになりますのか、その辺が僕わかりませんのと、今、これ、改正になることによって、今現計予算2億2,100万円の予算が計上されております。この10月から変わることによって、どのくらいの増収になってくるのかを教えてくださいというふうに思います。

下村委員長 米田税務課長。

米田税務課長 おはようございます。税務課の米田でございます。

岡本副委員長からのご質問でございます。まず、後者のご質問の方からお答えさせていただきたいと思っております。影響額ということでございます。

このたびの改正に伴いましては、紙巻たばこ三級品以外に係る値上げの部分と加熱式たばこに係る改正部分が影響額として出てまいるところでございます。昨年度の10月以降のたばこの申告本数が、本年度も同数で推移するという仮定のもとで影響額を試算いたしますと、約700万円増ということで影響額が出てまいるところでございます。

この部分につきましては、過去の状況を見ていく中で、たばこの単価が上がることによりまして、増収としてはね返ってきているのかということと言いますと、全てがそうではないと考えておるところでございます。昨今の健康志向や喫煙場所の指定強化に伴いまして、消費者におきましては、落ち着いてたばこが吸える環境が減少しつつある中で、さらに値上がりとなりますと、1日に10本吸っていたたばこが8本となり、また7本となるなど、愛煙家におきましては、節約しながらもお小遣いのやりくりを余儀なくされるというような状況が考えられるところでございます。

値上げり前の買いだめや値上がり後の買い控え等も考慮する中で、影響額を見込んでいく

というのは大変難しいというところでございます。

それと最初にご質問いただいた分につきまして、新たに葉巻たばこであったりとかパイプたばこが規定されているというようなところがございますが、今回の改正におきましては、加熱式たばこについての改正の部分でございますので、葉巻たばこであったり、刻みたばこという部分につきましては従来と変わらないと思っているところがございます。

以上でございます。

下村委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいま税務課長から説明申したとおりでございますけれども、私の方から一部補足をさせていただきたいと思っております。現在のたばこ税につきましては、国、地方、それぞれ1対1という割合で税率が定められておるところでございます。今回の一連の税制改正に伴う値上げにつきましては、国、地方、それぞれ千本につき1,500円ずつ上げることになってございます。で、合計で3,000円の税率を上げるんだというふうに規定をされております。

従前から紙巻たばこ、パイプたばこ、葉巻たばこ、それから刻みたばこ、それから紙用とかかぎ用ですね、そういったたばこがそれぞれ千本当たりの税率につきましては、全て同じになってございます。旧の三級品の紙巻たばこだけが少し低い状態でございます。これを平成27年の税制改正におきまして順次引き上げていくんだということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

下村委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 今説明していただきました。一応、部長の方からも話がありましたけれども、千本当たり1,500円から3,000円上がると、こういうことやと思えますし、影響額は6カ月で700万円。非常に大きな金額になると。単純に、来年、倍になるのかといたら、そうでもないやろうと。減ってくることもあるということで、非常に葛城市にとりましても大きな税源であるというふうに思ってるわけでございます。この分につきましては、ここでどうこう議論してもなかなか難しい。国の基準どおりということしかならんというように思います。そういうことでございます。ありがとうございました。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第51号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第51号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,034万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ146億4,299万6,000円といたすものでございます。また、第2条におきましては、地方債の補正をお願いするものでございます。

なお、先ほど委員長からもありましたように、補正予算につきましては分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されております部分につきましてご説明を申し上げたいと思います。

それでは、補正予算書の5ページをごらんいただきたいと思います。第2表、地方債補正というものでございます。なお、こちらにつきましては、地方債の変更ということでございまして、まず社会資本整備総合交付金事業におきまして、補正前の限度額に320万円を追加いたしまして、起債の限度額を2億4,900万円とするものでございます。

また、小学校施設整備事業で、補正前の限度額1,930万円に290万円を追加いたしまして、2,220万円といたすものでございます。

なお、起債の方法、利率、それから償還の方法につきましては、記載のとおりで補正前と同様でございます。

続きまして、歳出の事項別明細書8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページの1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。補正額は146万9,000円で、13節委託料におきまして、会議録検索システムデータ登録業務委託料、それから14節で使用料及び賃借料におきまして、会議録検索システム使用料の追加をいたしたところでございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は297万6,000円で、13節委託料におきまして、会計年度任用職員制度創設に伴い、関係例規の整備業務を委託する経費、それから法律相談業務等委託料の経費を補正いたすものでございます。

次に、飛びまして9ページをごらんいただきたいと思います。

5款農林商工費、3項商工費、3目相撲館費でございます。補正額が400万円で、相撲館

東側及び北側のコンクリートブロック塀の撤去及び目隠しフェンス設置に係る測量設計等委託料及び工事請負費の追加でございます。

次に、6款土木費、2項道路橋りょう費、3目尺土駅前周辺整備事業費でございます。補正額は1,280万円で、集中豪雨時の雨水を効率的に排水するため、排水路を新設するための工事請負費を追加するものでございます。

次に、6款土木費、4項都市計画費、3目公園管理費でございます。補正額は68万9,000円で、臨時雇用賃金の追加でございます。

続きまして、10ページ上段の6款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費でございます。補正額は14万6,000円で、観音寺田団地の消防設備点検で指摘を受けました連結送水管の耐圧性能試験等に要する経費を計上いたしておるところでございます。

最後に、9款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業災害復旧費でございます。補正額が1,400万円で、平成30年7月豪雨及び台風12号による農地災害の復旧に要する工事請負費の追加でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。事項別明細書の6ページをごらんください。

まず、11款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金でございます。補正額が700万円で、歳出で先ほど説明いたしました農業災害復旧事業に係る農地所有者の負担分の計上をいたしたところでございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、補正額が440万円で、尺土駅前周辺整備事業における排水路設置に対する国庫補助金を見込んでおるところでございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金、8目災害復旧費県補助金では、補正額が700万円で、農業災害復旧事業に係る県補助金の追加でございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、補正額が2,489万7,000円の追加でございます。

ページめくっていただきまして、20款市債、1項市債、4目土木債におきましては、補正額が320万円の追加で、尺土駅前周辺整備事業に係る地方債の補正でございます。

それから最後に、5目教育債では、補正額が290万円の追加で、学校教育施設整備に係る地方債の補正でございます。

以上、本補正予算につきましても、総務建設常任委員会に付託されました部分の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 ちょっとお尋ねをいたします。議会費の会議録検索システムデータ登録業務委託料108万円。それから、会議録検索システム使用料38万9,000円でございますけれども、このシステムは、膨大なデータをシステム化して検索をスムーズにさせていただくということで説明を当初受けていたわけでございますけれども、この検索について、議会事務局が検索するための

データ整備なのか、ネット等でそういう検索を市民の方も利用できるのか、その辺のところをお尋ねいたします。誰がどういう運用するのかというところをお聞かせ願いたい。

それから、これ、当初のデータを登録するための費用として108万円ということですので、私の解釈では、単年度といいますか、当初の費用だけで済むのかなと。次年度は、このシステム使用料だけになるのかなと。次年度からのシステム使用料、当然、これ38万9,000円は、今から年度末までの期間だと思うので、年間通してどのぐらいになるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、9款災害復旧費の農業災害復旧費、工事請負費1,400万円でございますけれども、この内訳、内容、場所についてお聞かせを願いたいと思います。

下村委員長 中井事務局長。

中井事務局長 ただいまの増田委員の質問でございます。このシステムにつきましては、インターネットから検索することができるようになります。つまり、一般の方も議員の皆様も市役所の職員も皆さんが検索できるようなシステムになっております。

それから、費用の方でございます。この当初の委託料の108万円につきましては、過去5年間の会議録のデータをデータベース化して、それを検索できるようにする初期費用でございます。それで、この108万円につきましては、初年度のみ必要となってきます。そして、これから毎年発生する経費でございます。今、予算に計上しておりますのが月6万円で半年分の費用を今回は補正予算で計上しております。次年度からは年間約72万円程度の検索システム使用料の方がかかってくる予定でございます。

以上でございます。

下村委員長 芝農林課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

農業災害復旧事業費の工事請負費でございますが、7月の豪雨災害のときに、加守地区、太田地区それぞれ農地が2カ所、それと台風12号災害におきましては、寺口地区2カ所、これも農地でございます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。これ、一般の方も検索については使用可能であるということでございますので、利用の方法なり、そういう難しいんですかね、利用するということになると。その辺のマニュアルといいますか、こういうふうにご利用してくださいという案内も必要になってくるのかなというふうに思いますので、その辺のところの対応もよろしくお願したいと思っております。

それから、工事請負費は、この7月の豪雨、それから21号の災害復旧というご説明でございました。私ちょっと気になるのは、昨年の風水害といいますか、台風被害の復旧が若干残ってるような気がします。この直近の災害復旧もしかりでございますけれども、昨年の22号ですかね、その復旧状況についても、今、ご説明できますでしょうか。

下村委員長 芝農林課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。先ほど、台風21号と言いましたけども、今年の台風は7月は12号の豪雨災害でございます。訂正させていただきます。それと、去年の台風被害でございますけども、順次、工事の方はかかっておるところではございますが、何分箇所も多く、被害範囲も広がったのもございまして、まだ全部は完了しておりません。この農繁期を過ぎますと、また本格的に復旧工事は災害させていただくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

下村委員長 中井事務局長。

中井事務局長 先ほどの検索の方法でございます。10月から予定しておりますので、使用方法につきましては、また議会だよりの方で流していきたいと思っております。使い方につきましては、インターネットでございますので、言葉で検索するとか会議名で検索するとか、選択でできるような簡単な入力でできるはずでございますので、その辺もまた、皆さんに周知させていただきたいと思っております。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。こういうふうには、事務局もいろんな事務の作業がスムーズにいく、また市民の方も、いろんな情報を入手しやすいということで、利用していただいてということでございますので、しっかりとその辺の運用、たくさんの方が利用していただけるようなシステムに構築していただきたいと思っております。

それから、先ほど聞かせていただいた去年の残りですね、特に、私もちょくちょく通りますけれども、中戸新池の大きな堤の復旧も、半分ぐらいのところまでは来てるんですけども、そこから上が来てないと。これ、21号もそうでしたけれども、これから台風シーズン入ってまいります。去年の被害の2次災害というようなことにならないような対策を講じていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

下村委員長 松林委員。

松林委員 ちょっとお教を願いたいなと思うところがありまして、この歳入のところ、7ページの20款市債、5目教育債というところで、これは補正が小学校施設整備事業ということで290万円計上されておるんですけども、この290万円歳入で、これは歳出ではどこにいくのかなというところで、10ページの歳出のところ、8款教育費学校管理費の部分の補正で388万8,000円というこの中の内訳で、恐らくこの地方債というところにこれは含まれておるのかなということを疑問に思いましたので、ちょっとご説明をお願いできますでしょうか。

下村委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの松林委員の質問でございます。歳入は地方債ということで総務建設常任委員会に付託をされておるわけでございますけども、歳出につきましては、厚生文教常任委員会の所管ということで、ただいまの歳出の説明にはなかったわけでございます。対象となりますのが、委員ご指摘の8款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の測量設計等委託料、この388万8,000円に対しまして、起債の充当率を掛けたもの

が290万円ということでございます。

以上です。

下村委員長 松林委員。

松林委員 歳入の分は総務建設、それで歳出については厚生文教ということで、分類的に色分けが分かれとったので、これはどこに予算的にいくものかちょっと迷いまして、ご質問させていただきました。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 ちょっと基本的なことを教えていただきたいと思うのですが、2款の総務費の中の例規整備委託料というのがありますが、これ、具体的に、人件費だと先ほど説明いただいたのですが、例規集というのもございますし、どういうふうな流れに使うようなものなのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

下村委員長 前村人事課長。

前村人事課長 人事課長の前村でございます。よろしくお願いたします。ただいまの吉村委員のご質問に対して説明をさせていただきます。この会計年度任用職員制度と申しますのは、平成29年の改正地方公務員法によりまして、臨時非常勤職員の任用根拠を明確にし、身分や勤務条件の取り扱いを制度的に明確化するとともに、同一労働同一賃金の観点から、同様の業務に従事している常勤職員と比較して、不適切な勤務条件の格差がある等の課題を解決すべくこの制度が創設されておりますので、任用とか服務等の整備を図ってまいりますものでございます。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 今回は、新たにそういうふうな制度ができたということで、一時的にこういうのがかかるということで計上されたというふうに理解させてもらったらよろしいですね。

下村委員長 前村人事課長。

前村人事課長 この例規整備について補正予算をお願いする分でございます。これにつきましては、ほかの条例以外に、この下にぶら下がります規則とか要綱とかの数膨大でございまして、これについての条例の整備、支援業務等を委託させていただくものでございます。

まず事務側としては、臨時非常勤職員の任用の実態をただいま把握し、それを財政当局とも分析しながら、それが確定しまして、その例規の確定にもっていきます。その後、実際に雇用形態が確定いたしましたら、それに基づく試算等をしまして、幾ら増額になるのか等をまた財政等と協議しながら、平成32年度の予算でお願いする形となっておりますようなスケジュールでございます。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。ただいまの説明で少し補足をさせていただきたいと存じます。今回も、例えば、税条例の改正も上程いたしておりますように、さまざまな条例規則の改正というのが行政の中で頻繁に起こっております。基本的には、担当課の方で間違いがないように、あるいは、これにつきましては、事務手続きの通例といたしまして、国の関係

省庁から準則などは示されたりもしながら、基本的な中でやっておるわけでございますが、今、人事課長が説明いたしましたように、今回の会計年度任用職員制度につきましては、関係の例規の数が非常に多ございます。それとともに、実は、国の方から、まだ現在進行形で、いろいろな情報が順次出つつございますので、その中で、平成32年度の法の施行に間に合わす形で、関係例規を誤りなく整理をしていくという中で、どうしても専門的な作業が必要になってまいりますので、こういったものについて委託をしておるものでございまして、全ての条例の改正等について、こういった委託の費用を組んで委託をしているわけではございません。

ちなみに、近い例でございましたら、当市でありましたら、平成27年度に行政手続法関係でありますとかマイナンバー法関係につきましては、同じく委託をさせていただいて例規の整備をいたしたところでございます。

以上でございます。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 よくわかりました。ありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 川村でございます。先ほどの関連で、吉村委員の関連で、今の2款総務費の総務管理費の例規整備委託の件なんですけれども、これから業務委託をされて、これから法整備をしていくということでございますけれども、この中で、臨時非常勤に対しての雇用、いろんな規則等も全てということでございますけれども、うち独自で構築していく中で、国の方からおりてきたという内容もちろんあるんですけれども、私が心配しているところはどうかということ、非常勤の雇用賃金等が、県内でも、例えば、近隣の市町村の中で格差があったり、それによって、葛城市の臨時雇用が非常にできにくくなるというようなことも鑑みて、こういった法整備について、そういうことまでかかわっていくことなのかどうかということのちょっとお聞きさせていただきたいということが1点でございます。

それから、2点目の質問ですけれども、その下の法律相談業務委託料60万円、これの内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

下村委員長 前村人事課長。

前村人事課長 ただいまの川村委員からのご質問でございますが、臨時雇用賃金につきましては、平成30年4月1日に一旦改正をさせていただいております。今回も10月から最低雇用賃金が改正されますので、その点についても予定をさせていただいております。

その賃金が低いとか高低があるわけでございますが、これにつきましては、地域性とか、あるいはそれぞれの自治体の財政状況を鑑みながら、できるだけ雇用の条件を整えるような努力はしていかなければならないと思っております。

この会計年度任用職員を導入いたしますのは、法律で、同一労働同一賃金という観点からの趣旨でございますので、それも尊重、もちろんしなければなりませんので、地域手当とか期末手当とか、そういったものがふえてくると予想しております。

以上です。

下村委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。今、前村課長より説明がありましたけども、もう少し会計年度任用職員制度ができた経緯について若干補足をさせていただきます。処遇の改善点については、先ほど課長が答弁いたしましたけども、毎年度、他市の状況でありますとか、当然、本市の財政状況等々を勘案しながら決めていっているところではございますけれども、こちらの会計年度任用職員につきましては、もともと地方公務員法に基づいて各自治体が非常勤職員でありますとか嘱託員の任用をしているところでございます。こちらの任用の仕方とか運用の方法というのは非常にまちまちであったという話がありまして、そういった法的に不安定な状況というのはいかながなものかというのが全体的な議論としてありましたので、これがある意味一元化していかなければならないという中で、今回、会計年度任用職員という新しい概念をつくって、全自治体の中で統一していくといった流れになっている経緯がございます。

ですので、処遇の改善という側面もございますが、まずは、市町村によって運用がまちまちであったところを統一していきたいというのが、1つの大きな経緯であるということも補足させていただきます。

以上でございます。

川村委員 あともう1点。

下村委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 引き続き、法律相談委託料の方の答弁をさせていただきます。こちらの補正でございますが、社会福祉法人柊の郷が起こしました葛城市及び葛城市土地開発公社に対する産業廃棄物撤去等請求の訴えに対する応訴にかかる弁護士に対する着手金等の費用の内容でございます。

こちらでございますが、社会福祉法人柊の郷は平成30年7月11日付で奈良地方裁判所に提起しておりまして、訴状は、平成30年9月3日付で、奈良地方裁判所より本市に接到しているところでございます。

訴状の趣旨でございますが、道の駅かつらぎ事業におきまして、葛城市土地開発公社が施設移転先として柊の郷の提示し、同公社より買い取りました土地の一部に産業廃棄物が混入した盛り土等がなされていることにつきまして、葛城市及び葛城市土地開発公社に対して、連帯して、その盛り土等を除去いたしまして、その除去した部分に安全な土で客土をせよといった内容でございます。

こちらの詳細につきましては、ただいま事務方で精査しているところでございまして、こちらの予算お認めいただいた際には、今後、その弁護士等とも相談して、応訴に向けた準備をしていく形になろうかと存じます。

以上でございます。

下村委員長 川村委員。

川村委員 1番目の例規整備委託料のことですね、この件に関しては、私がかねがね心配しておりま

した市町村の中のばらつきですね、それを1つの、こういった国からの法令をもとに、格差がないような方向にいくということにつきましては、私も期待をしているところです葛城市にも、近隣の市町村にいい人材が行ってしまって、葛城市が空洞化するようなことがないということが、やっぱりいろんな専門職の確保等に、いろんな影響が出てるといっても常々心配をしておりましたので、これをきっかけにいい人材を確保していけるような形、臨時雇用についても、重要な葛城市の職員の中の体制でございますので、ぜひいい形でやっていただきたいというふうに願っております。

それから柘の郷の応訴ということでございます。着手金ということですので、これから、この応訴の裁判に行方によって、もちろん裁判の費用というかそういったものも加算されていくということでございますが、先日9月3日の時点では、この訴状が届いてなかったということで、後で副市長の方から届きましたという報告がございましたんですけども、この訴状につきまして、ぜひとも、この委員会として、訴状の閲覧、外に出すということではなくて、議会として閲覧ができるような体制をつくっていただけたらと思っているんですが、それはいかがでしょうか。

下村委員長 中井事務局長。

中井事務局長 今の件につきましては、企画部の方から一部、議会の方にいただいておりますので、それはいつでも閲覧可能となっております。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 歳出の9ページ、尺土駅前周辺整備事業1,280万円ということで、場所がどこかということと、今になってこの補助金がついてくる、どういう形で国の補正があったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、土木費の公園管理費、賃金68万9,000円、わずかな金額で、これ増えとるわけやけど、途中で増えた、何かもちろん理由があるから増えておるんやと思いますけど、この内容について。

それから、農業災害復旧費、増田委員の方から箇所を聞かれました。それぞれ加守2カ所、太田2カ所、寺口2カ所、それぞれの事業費を教えてくださいというふうに思います。

下村委員長 松本建設課長。

松本建設課長 おはようございます、建設課の松本でございます。よろしく申し上げます。

尺土事業の補正の内容について説明させていただきます。お手元の方に、工事進捗状況図というものを配付させていただいていると思うんですが、それに基づいて説明させていただきます。

まず、今回の補正の部分に関しては、この赤色の部分で塗っている所でございます。まず、西側、左側の部分ですね。この部分に関しましては水路工事とあと舗装のすりつけ工としまして舗装工事を予定しております。

そして、東側、右側の部分ですが、この部分には、フェンス工とあと防草シート等の附帯工として計上させていただいております。

その理由といたしましては、この左側の部分に関しまして、既設の水路がこの部分に流れ込んできておるわけなんです、この水路というのは農地の用排水路を兼ねた水路でございまして、幅30センチ程度の水路でございまして、この水路が、最近の豪雨によりまして氾濫いたしまして、上流にある地下通路が冠水するという被害が数回出ております。この部分に対応するために、この部分の水路を用水路と排水路に分けて、排水機能を上げるために、将来的な駅前広場の周辺、外周水路の一部を先行して工事したいというものでございます。

東側の部分でございまして、この部分は道路用地の残地として残っておる部分でございまして、現在、仮設の進入防止柵を設置している所でございます。その部分を安全面に問題があると判断した中から、侵入防止柵を本設するものでございます。

そして、施工時期に関しましては、水路工事をする部分が農地の全面部分になりますので、収穫後に予定しているものでございます。

補助金に関しましては、割り振りの中で調整していく予定でございまして。

そして、公園の賃金でございまして、現在、建設課におきましては、道路パトロール、簡易な維持修繕等を行っているわけでございますが、今の体制では市内全体を把握することが困難ということで、通常の業務も支障を来しております。また、そのため、道路パトロール等を含めた公園係として、今年度に再任用職員を配属していただいているところでありますが、都合により退職されたということに伴いまして、その補てんといたしまして、臨時職員1名の半年分を計上させていただいております。

以上です。

下村委員長 芝農林課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

災害復旧事業の工事請負費の内訳でございますが、太田地区1カ所で100万円、同じく太田地区1カ所100万円、それと加守地区が400万円、同じく加守地区200万円、それと寺口地区600万円で、もう1カ所、寺口地区、これも600万円の合計2,000万円になるわけでございますけれども、当初予算で600万円の計上をさせていただいておりますので、その差額分として、今回1,400万円の補正を計上させていただいております。

以上でございます。

下村委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 それぞれ答弁していただきました。尺土駅前、今、課長から説明受けて、あとで調査案件のところで説明されるもんやと思いますけれども、この図面を見る限り、当初から、この工事はせないかんというのはわかつたんじゃないかなと。それと、毎年大きな金を繰越しされてる。ですから、その繰り越し、おたくらの繰越しは、繰越し承認とるときに、細目分けてるけども、実際使うときは細目関係なしに使われてると。だから、今、ここで補正することも大事ですけども、繰越しで対応できんかったんかということをやまずお尋ねしたいのと、この補助金について、いわゆるほかの補助金と調整するという話が、今説明されました。そうであるとしたら、今のこの補正組むときに、尺土駅前増額するのなら、どこを減額するのかということをやまず財政の方でやっておかないと、増やす分だけは増やしますよ、

減らすところはありません。こういう予算の組み方やと、私は今感じたわけですねけども、違ったら違うというふうにおっしゃっていただきたい。前々から言うように、きちっとした事務をやっていかないと、もう井ではないですけど、今せんでも、3月に補正する機会があるんやというようなことであれば、やっぱり財政当局としても、財源的にいろんな問題出てくる。ですから、増やすのは増やす、減らすところは減らす、こういうことが私は職員の常識ではないかなというふうに思います。

それと公園管理費、再任用ということであったわけですが、この当初予算賃金はどこで組んではったのか、ちょっと僕にはわかりませんので、ここで組んでなかったように思っていますので、当初、どこで組んであったのか教えてもらいたいのと、この職員については、3人の職員が退職された。いわゆる新年度予算組むときには1人張りつけた。ところが4月になったらやめられたと、こういうことではないかなというふうに思いますので、その辺をもう一度教えていただきたいです。

芝課長の方から事業費について説明いただきました。それぞれの事業費の2分の1がいわゆる負担金と。大字からいただくと、そういう予算をされてると、そういう解釈でええわけですね。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。まず、冒頭で、財政規律についてのご意見であったかと受けとめておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。

今回の尺土駅前の補正につきましては、実は、タイミングはなぜ補正になったかということにつきましては、これは後で振り返ってみれば、副委員長ご指摘のとおり、よくよく考えれば当初にもできたかもしれないというご意見につきましては、真摯に受けとめたいと存じます。その上で、昨今の災害、特に台風におきまして、やはり皆さんご懸念の尺土駅のアンダーパスの部分が、どうしても排水が追いつかないといったことがございまして、これ、工事の順番などを変えまして、今、建設課長がご説明いたしましたように、その排水、そちらへ回る水を十分に対策すれば、アンダーパスの排水の対策ができるのではないかということから、そういった意味では、年度の途中に気がつきまして、さらには、少しでも気がつけば、災害対応ということで、早目に着手をしようということで盛り込んだものが中心になってございます。

予算につきましては、執行の段階で、これも委員の皆様ご案内のとおり、執行の金額につきまして、請負の金額も、実際、入札、契約をすれば変動してまいったりもいたしますし、それから、国の交付金の率とか対象の考え方につきましても、それぞれの箇所での増減が出てまいりますので、今回、年度の途中の9月の段階での予算の計上の仕方としては、当初の財源スキームといいますか、割合のとおりで計上させていただきました。その上で、最終的にはきちっと精算算式をいたしまして、3月の補正では、全体を実績に合わせてきれいにするといった作業を、従来もそういった手順でさせていただいておりますので、そういった形でさせていただきたいと存じておるところでございまして、これは限られた財源を配分しながら必要な事業をやっていくということについては、副委員長がおっしゃるとおり、引き続

きしっかりと財政規律を守って財政運営を心がけていきたいと考えております。

以上でございます。その他の答弁については、担当部長あるいは担当課長からさせていただきます。

下村委員長 前村人事課長。

前村人事課長 私の方からは、公園管理費の臨時雇用賃金に見合う再任用職員の予算がどこに含まれているのかということのような内容について説明をさせていただきます。これにつきましては、再任用職員ですので、職員の人件費として人事課で把握をさせていただいておるところでございます。12月に人事院勧告と人事異動等の補正を含まして補正をお願いしたいと思っております。

以上です。

下村委員長 松本建設課長。

松本建設課長 繰越しの予算で対応できなかったのかという質問でございますが、繰越しの予算では、この図面でいいます所の紫色と青色の部分を施工させていただいております。この部分で足りなかった部分を今補正させていただいております。

以上です。

下村委員長 芝農林課長。

芝 農林課長 先ほどの負担金の話ですけども、これは補助額が今現在は7月豪雨の方は激甚指定されておりますが、12号台風の方は、まだ激甚指定にはなっておりません。今の段階では、2分の1の補助金という形ですので、残りの2分の1ですね、それが個人負担になるということでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 今、副市長から答弁ありましたけど、アンダーパスの話が出てきたわけやけど、今、図面出てきてるのは、アンダーパスは関係あるところですか。それちょっと、よう僕も理解できへんかったわけやけど、今の課長の説明では、アンダーパス関係ないわけやろ。街路事業のこの水路、農業水路ということになるわけやろ。それと、やっぱり財源の話、副市長、出てきたけども、やっぱり市町村は非常に貧乏なんです。県や国と財源が全然違う。そやから、きちっと細かいところもやってくださいというてる話であって、それは当然3月に整理していく、それも1つの方法ですよ。しかし、こういう補助事業になってきたら、財源確保、借金もしていかなあかん。そういうことやから、きちっとやってくださいよという話をしてるわけで、県や国はそれでよろしいやろ。市町村というのは、貧乏な市町村がほとんどやということを頭に入れてもらいたい。ですから、私は、生意気なことを言いますが、そういうことをやかましく言うわけでございます。

それと、再任用については、当初は人事課で見ておったということやね。そこで、今、増額をしたと。12月に人件費合わせて補正しますよと、こういうことやね。これ、あんまり言うてもあかんからな。

それから、農業復旧費。今、芝課長の方からありましたように、激甚指定されてないとい

うことですが、例えば、指定されなかって、間接補助700万円歳入を見て。もし入ってこなかったら、これはどうなる。2分の1は市が負担するのか。あくまでも個人が100%負担するのか、その辺はどういう解釈したらよろしいですか。

下村委員長 3回目ですけれども、答弁だけ今の認めたいと思いますので、松山副市長。

松山副市長 再度、財政規律とそれから尺土駅前の件についてご答弁申し上げたいと思います。

アンダーパスの方に回る水を軽減させるために、ごらんの左側の赤い部分ですね、ここで水路の排水をしっかりとやろうといったことをごさいます、この絵の中にはアンダーパスは直接関係ございませんが、そういった工法を見込んでおります。

それから、財政措置につきましては、副委員長おっしゃるとおりでございまして、そのあたりは、決して葛城市が裕福だから財源対策をしないといったことではなくて、従前どおり、しっかりと必要な特定財源は県あるいは国とご相談をしながら確保してまいりたいと存じております。

また個人負担、地元負担の件でございしますが、逆に申し上げますと、農地につきましては、こういったように最終的には私有財産である農地、これが公的な意味合いもあるということで公費が入っていると、そういう枠組みの中で、それぞれの農地関係のこういった補助の割合なり考え方が成り立っているところがございますので、副委員長お尋ねの、もし激甚指定がなくて、地元負担が非常に多くなれば、そのときには、もう一度対象農地の所有者とご相談をさせていただきまして、それだけの負担があるのであれば、復旧工事結構です、そういったお話になれば、それは工事はいたしません。市でその部分を肩代わりする、そういったことはございません。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

まず初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。本件につきまして、理事者より報告願います。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となっております調査案件の尺土駅前周辺整備事業に係ります報告をさせていただきますと思います。

先ほど、工事執行状況図を見ていただいていると思いますが、そちらをもとにご説明をさせていただきますと思います。

昨年度末において竣工できなかった部分につきまして、現在6月28日に工事請負契約を締結いたしまして、工事の方を進めておるところでございます。現在施工中の部分が青色の箇所を示させていただいております、歩道部等の状況となっております。

そちらにつきましては、下に写真をつけておりますが、東から西向いての部分と西から東向いての部分で示させていただいております。

こちらにつきましては、10月末を竣工の予定となっております。といいますのも、当初思っておりました工期よりも若干ずれておるわけでございますが、その内容といたしましては、隣にございますツバキ・ナカシマさんの、こちらにブロック塀が、この歩道を整備しておる横にあったわけでございます。こちらが先般の大阪北部地震におきまして、倒壊の恐れがあるということで、会社の方も苦慮されまして、今、そのブロック塀が撤去されました。こちらの工事がちょうどうちの工事と重なっております、若干その部分で、私どもの方の工事が遅れておるといところもございまして、10月末の竣工を目指して、今行っておるところでございます。

引き続き舗装の工事を発注いたしまして、舗装の工事を行っていく予定といたしております。そちらの部分が、紫で示した部分が昨年の残部分の所で、舗装の工事を予定いたしております。

今回、先ほど説明をいたしましたように、補正させていただいた部分のご承認の後、こちらの水路整備及びフェンス等の安全対策の工事を、この後、また設計をして発注をしていく予定をいたしておるところでございます。

また、未買収の用地の件につきましても、鋭意努力交渉をさせていただいております。

報告の方は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

下村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 仕上がりにつきまして3点ご確認を差し上げたいと思います。

まず最初、照明なんです、歩道を照らすということで、北、それから南の方にそれぞれ3カ所ずつつけるということで、北の方は、もう既に下工事が終わってまして、こういうところにつくのかなというふうに思うんですが、南の方も同様に、自立式の照明を立てられると、大体対になるようにつけられるような、こういうイメージでよいのかということが1点と、

それから、先ほど、ツバキ・ナカシマさんが、地震のこともあって塀を撤去されたというふうなことで、この工事に直接関係ないかもしれませんが、やはり駅前ということで見ばえの問題もありますので、そのあたりが、どのようになるのかということがわかればお教えいただきたいということと、もう一つ最後、ちょっとちらっと伺ったんですが、歩道の東側の北側の部分なんですけど、今、更地みたいになってるんですけど、これは公道ということであれば、このあたり、例えば、植栽をされるとか、そういうふうな予定とかいうのはあるものでしょうか、最終的にどのような仕上がりになるのか、お教えいただけたらと思います。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの吉村委員さんのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、照明灯の方でございますが、街灯の方につきましては、北側及び南側にも設置をするということで、先ほど、委員がおっしゃられましたように、一応3カ所ずつほどの予定をいたしております。こちらにつきましては、まだ、今、その詳細をどのようにやっていくかということで検討いたしておりますので、線の埋設等もやっていかなければならないというところで、舗装までにどういう形でやっていけるのかということも、今考えておるところでございます。

それから、まず次に、ツバキ・ナカシマさんの擁壁、目隠しフェンスという施工やということでも聞き及んでおるところで、内容の詳細につきましてはわからないということで、ブロック塀は危険だから、今、一応そういう目隠しフェンスというようなもので対応するということではお聞きをいたしております。

それから、道路用地の残ということで赤色の補正をさせていただいた所につきましては、とりあえず今は草を抑えるために防草シート、安全対策のためにフェンスで囲うというところでございます。こちらの利用につきましては、今後いろんな部分で検討も必要かと思えます。今のところ、植栽等は考えておらないわけございまして、今後、最終的にできる段階で、ここらの利用をいかにしていくのか、また地元さんのご意見も伺いながら、いかなる方法がよいのかということも検討して、皆様方にお諮りもさせていただかなければならないのかなというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 ありがとうございます。よくわかりました。

ちょっと1個だけ、照明の件で聞き忘れてたんですが、今、電柱についている照明については撤去するというのでよろしいんですかね。

これはまたお願いなんですけど、今年、かなり夏猛暑で暑かったということもありまして、やはり緑があると随分気持ちも和らぐし、熱を下げるという意味からも意味があると思えます。また駅前ということでもありますし、見ばえの問題もありますので、先ほど、予定はないということでしたが、また地元の方ともよく協議していただいて、植栽等もご検討いただけたらありがたいなと思えます。よろしくお願いたします。

下村委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 今、吉村委員から照明のことについてご質問があったんですが、私は、この尺土駅は昔から、私も娘がおりますので、この地域が夜になると、非常に痴漢というのですか、防犯上ちょっと厳しい状況にあるような所やというふうにも、かつてから数々聞いております。防犯カメラの設置とかは考えていただいているのでしょうか。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 照明灯につきましては、吉村委員さんのところでご説明させていただいたとおり、今、南側については電柱についておりますが、ほぼその辺の位置に新しく、今度は歩道の所に自立式で照明灯を考えております。

川村委員の防犯上の中で、今ご質問いただきましたカメラ等につきましては、所管は生活安全課になるわけですが、将来的に、こちらの方の全てが完成した中で行われるのか、その辺は地元との話もあるかと思いますが、何らかの形で対応をしていかなければならないのかなとは思いますが、今のところ、つける、つけないにつきましては、また検討をしていかなければならないと思いますので、答弁をこのぐらいにとどめさせていただければと思います。

以上でございます。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 ちょっと所管が違いますのではっきりした答弁できないんです。各大字から、もしくはPTA等、ご要望がありましたら随時上げていただきたいと思います。尺土駅前整備の完成までには若干まだ時間がちょっとかかりますので、その間の安全対策は、所管の方に要望として上げていただけたらと考えております。

以上でございます。

下村委員長 川村委員。

川村委員 ぜひともお願いしたいというところは、大字要望やPTAから上がってくる要望にない、女性たちが、かつて自分たちが多少なり経験した、本当に見えてない意見というか市民からの声というのは、私、よく聞いておりますので、なかなかそういうことを理解していただけないかもしれませんが、女性の立場で、ぜひとも、この距離かなり長いんです。平たんな中で、もちろんひったくりとかそういったこともあるかもしれませんが、ただ、痴漢行為とかいうのは、非常に県内の警察所管内でもあることですので、ぜひとも、その辺は深いご理解をいただきますようお願いをいたします。要望させていただいております。

下村委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 ちょっと関連でお願いします。まず、今ございました防犯でございます。これ、新庄の駅前についても、近隣の方から、防犯カメラの設置の要望を私も聞いております。尺土につきましては、これ、高田警察にも十分お聞きをされたらいいと思うんですけども、私の身近な方が、尺土の駅前で、ある男性に目をつけられて、ああいう男性は、駅前でおりてくる女性

を狙ってるというふうに聞いております。そこで、目をつけられて、帰宅途中にひったくりに遭われたと、夜中11時ぐらいでしたか。その犯人は捕まったわけでございますけれども、尺土駅前、ほかの駅も含めて、そういう犯罪者というのは、駅からおりてくる女性を狙っておると、こういうことをお聞きしました。その女性、それ以来、夜帰宅を歩いて帰ることはないです。親御さんが毎日帰宅時間に駅に迎えにいとると、こういうふうな事件も十数年前に発生しております。そういう犯人の動向も考えると、駅前周辺の防犯カメラの設置というのは、非常に重要な抑止力になるのかなと思いますので、私の方からも要望をさせていただきます。

それから、もう一つ残地ですけども、防草シートで遊ばせとくという割にはといたしますか、非常にこれも用地買収に費用がかかっている土地でございます。まず、これ何平方メートルぐらいあるのかお尋ねをします。縦、奥行き等の長さぐらいは教えていただけますか。

下村委員長 松本建設課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。この防草シートを張る面積といたしまして、300平方メートルを計上しております。

以上です。

下村委員長 増田委員。

増田委員 公共の大切な税金で買った用地ですので、300平方メートルをシートで隠すというのはいかなものかなと。計画の中で、この残地をどう使うかという計画もされておらなかったというのは、私も今日聞くまで、ちょっと気づかなかったんですけども、公園にしても、立派な公園になるぐらいの面積かなというふうに思います。ただ公園にして管理の問題等もございまして、植栽をするというふうなことも問題かと思っておりますけれども、自転車を置くというふうなことも想定はされてないのでしょうか、植栽以外の案としてはお持ちでしょうか。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。今、残地につきましては、約300平方メートル防草シートでございます。非常に東の方は、奥行き約5メートルぐらいでございます。西の方、端っこでしたら1メートルあるかないかというような奥行きでございます。非常に不形成な形ですので、これをどのような形にすればいいのか、この完成を目指した中での検討でございます。とりあえず今の形をして、安全対策というところでございます。

今、委員がおっしゃられました自転車置き場ということにつきましては、隣に民間の事業者が経営をされておりますので、ここに無料の自転車置き場を市でつくるのかという問題もございまして、いかなる対策を講じて、今後、どのような利用計画をしていくのかということについては、じっくりと検討をしながら、また皆様方のご意見もいただきながら進めていけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 お願いとききます。なお有効な土地利用をしっかりとご検討いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 時折、市民の方からご相談受けることがありまして、尺土駅の地下道のアンダーパスの問題なんですけども、時折そういうことがあるということで、今ちょっとご説明の中で、この雨水が地下に漏れないようにという、そういう分も対策していただいておりますということなんですけど、排水の方で。地下道からくみ上げるポンプ、雨水等が流れ込むと、そのくみ上げ能力というものが、最近の雨の降り方になかなか対応できない部分があるのではないかなと、このように思うところでありまして、地下道に関しては、どうも僕もちょっと確認はそこまでしてないんですけども、近鉄側の管轄にもよるといふことだと思っております。そこら辺のくみ上げ能力というんか、そこらもちょっとまた考えていただければなと。そこらもちょっと近鉄の管轄なんですけども、そこらもちょっと一緒にできれば交渉の過程の中で、そういう対策もしていただければなと思っております。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご質問にお答えいたします。先ほど審査していただきました補正予算の方にそれを計上しております。従前の水路ですと、非常に、昨今の雨ではオーバーフローして、地下道が浸水するという状況を何度も見ておりますので、その部分についての水路改修の予算を計上しております。

それと、数名の委員からご指摘いただきました、これで言いますと赤色の部分につきましては、これから、どういう整備のあり方がいいのかということは、まずご意見を頂戴したいなと思っております。非常に駅前の、考えようによってはいい場所ですので、小さい面積ですけども、どういう整備の仕方といたしますか、どういう利用の仕方をするのが一番市民の皆様にとって喜んでいただけるのかということは、これからいろんなご意見を頂戴したいなと思っております。

まずは、とりあえず草の管理が必要になりますので、一旦は防草シートを敷かせていただくという考え方でおります。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 ありがとうございます。よくわかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 今、残地のことでいろんな議論出てるわけやけども、基本的な形で、この残地、補助事業に乗せてあるのか乗せてないのか、これが一番大事なことです。補助事業する中で必要な分だけの補助乗せますよ、必要な以外は、市で全部処置します、こんな補助事業みたいなあらへんやろ。これが今、葛城市の考え方や。こんなん初めに計画をして、補助事業に乗せるべきや。乗せて緑地をつくる、歩道広げとく。テクニックの問題と違うのかいな。これ、副市長ら、どういうふうにしてはるの。幅員さえ確保できたらええねん、それ以外は市で全

部しまんねん、そやからシート張るとか、緑地残ってるとか、なんちゅう議論されてるのかと、私は思ってますよ。補助事業の基本とは何やねん。市道だけが違うやねん、県道見てくださいよ。どれだけの土地を補助事業に乗せてしてあるか。国道、広いとこ、どういう処置をしてあるのか。今、葛城市の市道、私も道路つけてきましたよ。残地、どういう有効活用するのか、こういうことを考えんと設計もせんかったら、財源財源てやかましく言うのとるわけやけど、たとえ、これで言うたら55%の補助金もらえるけど、市でいったら丸々や。それで防草シート敷く。職員の努力が足らんやないか。何で防草シート敷かなあかんねん。職員が管理したらええのやないんか。私、偉そうでなしに、ほんまにこの葛城市、職員も考え方もきちっとやってもらわんと、このままずっと行ったのでは、何ぼ財源があってもできへん。理事者も職員も一生懸命考えて、いかに有効に利用していくかということをししないと、葛城市はようなりませんよ。

私はもともと嫌われてるから、嫌われることばかり言う。ほんまにそういうことやねん。こんな今、残地で、こんな議論すると思っていなかった。当然、用地は補助事業の中へ入ってある。何で自転車置き場出てくるんかなと、わしは思ってた。

こういうことをもう一遍改めて、補助に今からでも乗せられるんやったら、まだ事業やってるわけやから、計画をつくって、乗せよう思ったら乗せられるはずや。私は乗せるべきやと思います。

それと用地、今、増井部長の方から、鋭意努力してますと説明あった。今、3軒残ってる。3軒残ってる用地、何年かかってまんねん。今年、何回用地交渉に行ったか、3軒の家に。1回も行っていない家もあるやろ。1回だけ行った家もあるやろう。あと続いてない。そんな用地の仕方では何が事業できまんねん。きちっとした答弁もraitたいと思いますよ。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。ただいま岡本副委員長の方から、副市長は何をやっているんだといったお言葉をいただきましたので、私の方から答弁をさせていただきたいと思ます。

そもそもこの尺土駅前の計画の全体の法線でありますとか、こういったものについては、私は就任以前から、このエリアだったと認識をしておりますし、用地買収も済んでおりました。その点に関しましては、私に対してその責任を追及されるのであれば、それについては、多少、そこは時系列をしっかりとご認識をいただきましてご意見を賜りたい、ご発言をいただきたいと存じております。

ここから先は、その事業についての私の所見を申させていただきます。その前に、私がいかがんな知識で申しておるわけではないことをお示すするために、私、もともと皆様ご存じのとおり、前職は県職員でございましたが、昭和63年入職いたしましてから3年間は郡山土木事務所用地課におきまして、生駒市内の用地買収にあたっておりましたので、その当時は、現在は、立派に完成をして通行しております一分バイパスでありますとか宛木線、こちらは家が120軒でありますとか、商店が50軒でありますとか、そういったところの家屋の移転の交渉も含めてずっとやってきたわけでございまして、そういった意味では、基本的な制

度については十分承知をしておるつもりでございます。

その上で意見を申し上げますと、この今話題になっております線路沿いの赤い部分、これにつきましては、当然のことながら、最初の段階から工事、この尺土駅前の整備事業に必要な用地であるという位置づけがなければ、そもそも土地は買えないわけでございます。そういった意味では、副委員長ご指摘のとおり、その土地の利用について、今後、どういったことがいいのかということこれから考えていきたいということにつきましては、これまでの市の執行体制といたしまして、一体どのような計画をして進めてきたのかということについては、これは真意を問われるということについてはおっしゃるとおりだと思います。ただ、そのことについて、これは組織としてはしっかりと、現体制としての副市長として、担当部局としっかりと詰めながら対応してまいりたいと思っておりますが、この絵が描かれて実行されるというのは、それ以前からの話であるということについては、十分ご理解をいただきたいと思っております。

その上で、必要な用地として買ったわけでございますから、しっかりとその必要性がわかるように、これについては、単なる残地としていつまでも残しておくということではなくて、しっかりとした計画をこの上に乗せて、この部分についても整備をしていく必要があるという点につきましては、副委員長ご指摘のとおりでございますので、それについては、しっかりと今後早急に取り組んでまいりたいと存じております。

私からの答弁は以上でございます。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 今の岡本副委員長からのご質問でございます。用地交渉でございますが、鋭意努力いたしておるということで先ほど説明をさせていただきました。確かに、副委員長ご指摘のとおり、今年に入りまして1回しか行けてない地権者様もございます。また、それ以外のことでお話はさせていただいてはおるんですけども、向こう様の返事待ちということで、お電話等での対応というところのおうちもございます。先般からのいろんな事象もございまして、なかなか進んでおらないということもございます。向こう様のご意向についても変わっておらないというところでお話が途切れておるということもございます。その辺も踏まえて、今後もしっかりと交渉は続けていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 松山副市長の方からえらいお叱りの返答をいただきました。私は、決してあんたがどうのこうの、そういうことやなしに、経験はわかってますがな。やっぱり私が言いたいのは、いろんなことを副市長も担当課に指導してやってほしいということ言うてるわけで、当然、副市長来られる前に、買収してあったやろう。それは担当課も、それはもちろん大事なことや。しかし、やっぱり役所が1つになって、いろんな事業計画立てていく、事業やっていく、それが基本やということ私を言うてるわけで、何もこれに始まったことやない。ほかにも私も言うてますよ。土地が余ってある。何でこの土地使われへんねん。何で歩道広げへんのや。何で補助対象にせえへんねん。まだ何箇所かありますよ。いちいちここでそんなこと言

いませんけども、そのたびに、私は現場で言うてますよ。設計変更しなさいよ。できるだけ国の補助、補助事業やりなさいよ。単費は使うたらあきませんよ。私はちょかちょかしてんのかしらんけど、担当課に直接言うてます。しかし、そういうことを内部できちっともっと協議をして、設計する段階で、コンサルに任せるのではなしに自分で現地を先歩く。どんな道路をつける。どんな街路事業をする。この姿勢ですよ。そうしないと、設計ばんと丸々任せて、発注して、現場へ行きました。土地が残ってます。幅員さえとれたらよろしはんねん。こんな道路行政おまへんで。そやから、私は、偉そうに言うのやないけども、きちっと今後やってほしいということで大きな声出してますのや。

それと用地買収。増井部長に失礼な言い方かしらんけども、あかんのやったら、毎日行ったらどうです。私みたいに晩も行ったらよろしいねや。毎日、どっちが根負けするかやん。これが用地買収のこつや。一遍行って、1週間あけて、一月あけて、相手かて真剣に乗りませんよ。毎日行ったらよろしいのやがな。そのぐらいせんな、尺土の駅前みたいな、あと1年、2年で完成できませんで。私は、嫌味やないですけども、そのぐらいの気持ちでやってほしい。事業をたらたらたらたらやっと思ってもしゃあない。やはり、私は前から言うたように、延長もあるけども、計画して10年間で完成する、1つの自分で目標持たなあかと私は思ってやってきました。きちっとそれはやってもらいたい。答弁は結構ですので、よろしくお願いしときます。

下村委員長 ほかにございませんか。

ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。本件につきまして、理事者より報告願います。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

それでは続きまして、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてご報告を申し上げます。お手元に、ホッチキスどめで2枚の方の図面と写真とお配りさせていただいておりますので、そちらをもとにご説明をさせていただきたいと思っております。

国鉄・坊城線整備事業につきましては、6月の定例議会の当委員会でもご説明をさせていただきましたように、現在JRの方で、仮の架道橋が仮設され、その下の部分につきまして、分水管、ガス管、水道管、下水道管の移設の工事を行うための準備の作業等に入っております。1枚目の写真の西から東向きに撮っております1番と2番が現在の状況の様子でございます。東側からが3番の写真となっております。青の部分が前回遅れてということで、6月にご説明させていただいたJRの架道橋の仮設部分となっております。この下にありました従来のボックスカルバートを半分撤去いたしまして、今、搬入用通路として利用されておるわけでございますが、この後掘削等を行っていかれるという状況でございます。

今年度の事業につきましてご説明をさせていただきます。まず2枚目の方をごらんいただきたいと思っております。現在、整備事業といたしまして、本年度の工事といたしまして、国道24

号線から東に交差点までと、国道から西側にイムラ封筒、南側部分の工事を進めておるところでございます。現在はそちらの東側部分、1工区となっておりますが、こちらの方の工事を施工いたしております。写真の1番、2番ということで写しておりますが、現在の進捗状況を写真で示させていただいております。この後、西側の2工区の方に移って行って、今年度の工事につきましては、平成31年2月28日の竣工予定で、今進めておるところでございます。

この後、まだ水路等の国道横断等がございまして、なかなか工事に時間を要するというところで現在進まさせていただいておりますのが状況でございます。

以上、報告とさせていただきます。

下村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

増田委員。

増田委員 少し気になるところだけお尋ねします。1枚目の架道橋部分でございますけれども、これ、従来より外、高さといいますか、持たれるのかな。要するに、地下に入る部分が、非常に、尺土駅前のアンダーパスじゃないですけども、非常に、そういうものが今後懸念されるのかなと。大きな道ですので、どのぐらいの深さになるのか、まずお尋ねをいたします。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの増田委員のご質問でございます。現在、JRの架道橋の下の部分、これから掘削に入っていくわけでございますが、現道より約2メートルほど下がります。今ご指摘のとおり、現在もこのアンダーパスの部分につきましては、排水のためのポンプを設置しておりました。今は工事中ですのでとまっております。今後につきましても、当然、この部分につきましても、道幅も広くなります。深さも深くなっていくというところで、どれぐらいの雨量を想定した中において、今後どのぐらいの容量のポンプが必要になるのかということも計算をした中で設置していかなければならないのかなと。今、その部分については、詳細な部分はお出しておりませんので、昨今言われます一時の大雨、集中的な豪雨、ゲリラ豪雨に対して、どこまで耐えられるのか。平常時の部分もございまして、というてゲリラ豪雨に耐えられるだけの能力のものは多分設置はできないだろうし、そのような排水についても、やはり地元との協議も必要となってまいりますので、想定される雨量をいかなる雨量として今後計算をしていくのかということも十分検討して行ってまいりたいと。

掘削については、現道より約2メートル下がるという想定で、その下にあります下水道管、ガス管等の移設も行っておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 はい、わかりました。現状より2メートル深くなるということでございました。この地域は、ご存じのとおり、非常に新庄地域の中でも地下水位といいますか、一番水がたまる。少し雨が降ると、この周辺の田んぼは水没する。水が非常に集中しやすい場所やいうふうに、私、認識をしております。

新しく道をつけられるということですので、動脈的な道でもあろうかと思しますので、ほかのアンダーパスが水ついても、ここは排水ちゃんとできてると、こういうふうな道になりますように、排水対策、しっかりとご検討いただくようお願い申し上げます。

下村委員長 ほかにございませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 ちょっと今答弁聞いて文句ばかり言うのやないけども、今、増田委員の質問に対して、水路がどうのとか、高さがこれから2メートル下がりますとか、そんな説明をせんといってくれと俺言うてるやん。当初に設計したったら、最低交通安全上、4.5メートルとらなあかんということは決まっとるわけやん。そこに予備とったら、最低5メートルとらなあかんって、何でそんな説明できへんのや。ポンプの大きさも決まっとるやないか。計算して、アンダーパスになったら、それ計算して、ポンプの大きさも決まっとるやないか。そのために排水する水路も決まってるやないか。何でそんな答弁すんのよ。

今聞いとったら、これから設計していきまんねん、これから検討していきまんねんと。今からって高架橋、もうでき上がとんねん。今さら下げることはできるのかもしれないけど、上へ上げられへんねん。そんな説明せんといほしいねん。

こんな11億円もかけて工事やってるわけや。何もわし、声大きいして言うてるん違う。ほんまにわしも恥ずかしい。きちっと設計できたあんのやったら頭に入れて、どれだけの雨降ったらどれだけの量くんねんって計算できたあるやないんかいな。そうしかこんな工事できへんがな。

副市長に言うたら怒られるけど、どうですか、私、言うてるのは無茶ですか。私の言うてるのが無茶ですか。私が担当しとったら、とてもこんな説明ようしませんよ。そやから、職員に偉そうに声大きいして言うの違うて、みんなきちっと自分の仕事は何やねん、どの課でどんだけの仕事与えられてるか理解しとったら、こんな答弁しませんがな。わしはほんまに偉そうにやないけど、いつからこないなつたんや。もっとしっかり、職員にしてもらわなあかん。答弁できへんのやったら答弁してくれんでもええけども、実際そういうことやと私は思うで。

下村委員長 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時46分

下村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの岡本副委員長のご指摘の部分につきましては、ちょっと今資料が見当たりませんので、またきちっと整い次第ご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

下村委員長 そういうことでよろしいですね。

岡本副委員長 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から、何か確認事項等がございましたらお受けしたいと思います。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。本件につきまして、理事者より報告願います。

飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。私より、公共バスの運行についてご報告させていただきます。

いわゆるコミュニティバスでございますが、まず、平成30年4月から7月までの利用状況につきましてご報告申し上げます。この間、運行日数は122日でございます。1日当たり利用者でございますが、環状線ルートが89.95人、ミニバスルートが41.43人ございまして、合計131.38人ございました。こちら、平成29年度の利用状況と比較いたしますと、平成29年度は、環状線ルートが88.19人、ミニバスルートが48.91人で、合計137.10人ございまして、利用人数につきましては、若干減少している状況でございます。

次に、利用促進に向けての取り組みでございます。利用者からの要望で作成いたしますマイ時刻表につきましては、現在52名の方に115件の時刻表を発行してございます。

また、コミュニティバスを利用していただいた方が運賃支払済証をご提示していただくと特典を受けることができる「ぐるっとかつらぎ」企画を行っておりますが、現在、協力店は計5店舗となっております。

また、パソコンやスマートフォンを使用して、ナビタイムやジョルダンなどの乗り換え案内アプリを利用することで、葛城市のコミュニティバスの時刻情報案内を検索することもできます。

今後も利用者増加のため、広報かつらぎへの利用案内の掲載を初め、多角的に広報活動を検討し、利用促進に努めてまいります。

コミュニティバスにつきましては、今後、路線運行ルートや運用形態にかかる全体的な見直しを平成31年中に予定しております。現在、葛城市地域公共交通活性化協議会におきまして、その検討を進めております。直近におきましては、利用実績データなどから、葛城市の公共交通の問題点や課題を整理した報告資料を共有するとともに、アンケート調査の実施案につきまして、協議会委員に書面により決議をいただいております。

今後、そのアンケートを9月中に実施いたしまして、その調査結果に基づきまして、現況の公共交通の問題点につきまして精査を行い、現行のバスルートの運行の見直しを検討する

とともに、今の運行形態で解決に至らない地域におきましては、新しい運行形態を検討するという順序で協議を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

下村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて、何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後にお諮りいたします。

尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、また、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行については、事業の進捗等に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、これら4件の調査事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

下村委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

いろんなご意見頂戴いたしまして本当にありがとうございます。今後ともよろしく願い申し上げます、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時55分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 下 村 正 樹